

## 工事下請負契約約款

**(総則)**
第1条 株式会社相模村(以下「元請負人」とい。)と下請負人は、元請負人と注文者の請負契約(元請負人と構成員と共同受発注形式)と元請負負約を含む、以下(元請負約とい。))に係る工事(以下「元請負工事」とい。)を完成させる。注文書・注文書指図書(以下「元請負工事」とい。))の請負契約(以下「本契約」とい。)を注文書・注文書指図書に定めるもののほか、この工事下請負負約約款(以下「本約款」とい。))に基づき、図面、仕様書その他の図書(以下これを「設計図書」とい。))及び元請負人が交付する見積書等に従い、各々平等立場にて、互いに協力し、信実に行ない、誠実に履行する。

2. 本契約の各条項と並び承諾、通知、催告、請求等は、原則として書面により行う。

3. 元請負人は、下請負人に對し、建設業法(以下「建設業法」とい。)を適用し、労働者の使用等に関する法令及びその命令による監督官庁の指示等に基づき必要となる指示、指導を行う。下請負人はこれに従う。

4. 下請負人は、本工事の施工に及び、自らその元請負人(本工事を請負る者)の下請負契約に従って施工されることとなる下請負人の名を、以下「下請負人」とし、以前掲の法令及び政省令並びに元請負人の指示、指導を遵守する。

**(工事の履行)**
第2条 下請負人は、注文書、注文書指図書及び見積書等(特別の定めがない)事項はすべて本約款に定めるところに従い、元請負人の指示のもとに誠実に工事を完成し、元請負人に引渡す。

2. 設計図書は、元請負人が下請負人に交付するものとし、下請負人は、これを善なる管理者の注意をもって管理する。下請負人は、これを本工事の施工以外の目的で使用し及び第三者(本工事の安全管理に関する者を除く。)に開示しては貸し渡してはならない。

3. 下請負人は、本工事を完成するまで、設計図書を不用となつたときは、速やかに元請負人に返却する。**(工事材料等及び仕様)**
第3条 下請負人は、元請負人の請求があつたときは、設計図書及び見積条件書に基づき工事計画書及び工程表を作成し、本契約締結後速やかに元請負人に提出する。

**(調達工事の履行)**
第4条 元請負人は、下請負人が調達し完成させたため、本工事を施工し関連のある工事(以下「調達工事」とい。))の調達を図り、下請負人は元請負人の指示に従ふ。

2. 元請負人は、調達した元請負人が、建設業法に規定する元請負工事の請負承認を受けることとなる**(資格検査及び品質保証)**
第5条 元請負人は、善なる管理者の注意と元請負人の権限の範囲内において、工事材料、建築設備機器、工事用機器等を用いて本工事を施工するときは、その使用に関する一切の責を負ひ、但し、元請負人の指示によって使用したもので、第三者の権利の対象となっていることを知らなかったものについてはこの限りでない。

2. 下請負人は、本契約の履行により知り得た工法、その他の技術知識あるいは特許権を元請負人と共同して開発した工法等について、元請負人の書面による事前の承諾を得ない限り、又は特許権等の知的財産権を申請しあるいは第三者として申請してはならない。

3. 下請負人は、本契約の履行によつて知り得た、元請負人及び注文者の営業上及び技術上の秘密並びに個人情報等を第三者に開示する元請負人に提供せず。また、下請負人が再下請負人をして、同様の権利を行なはざればならない。

4. 下請負人は、前項の目的を達するため、元請負人から誓約書の提出、貸出依頼の取扱その他必要の措置を求め、元請負人は速やかにこれに応ずる。

**(個人情報の提供)**
第6条 元請負人は、本契約の履行に及ぶため、建設業法、労働安全衛生法及びその他の必要の法令に「適正な取扱い」を要する個人情報の提供を受けることとなる。下請負人はこれを提供を受けた下請負人の使用者としての個人情報(下請負人が自ら下請負人から提供されたその使用者の個人情報を含む。)をかかる目的の範囲内で使用し、かつ、かかる目的の範囲に限つて第三者に開示又は提供することができる。

2. 下請負人は、前項の個人情報の使用目的及び第三者への提供があることを通知し、その同意を得た上で、当該被用者に係る個人情報提供を元請負人に提供せず。また、下請負人が再下請負人をして、同様の権利を行なはざればならない。

3. 下請負人は、元請負人が個人情報提供された場合、これを元請負人の事前の書面による承諾(他に開示し、又は漏洩してはならない)

**(安全・衛生の確保及び労働者災害補償等)**
第7条 下請負人は本工事の施工にあつた事業者として工事従事者の安全の取止に全力を挙げる。

2. 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針及び安全衛生管理計画・規定を遵守するとともに、自作作業等については責任を明確にする。

3. 元請負人は、労働者(元請負人及び下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として)補償の取扱いを、元請負人の被用者の業務上の災害補償として行う。

4. 労働者災害補償保険(以下「労災保険」とい。))の取扱いについては、注文書・注文書指図書において定める。

5. 元請負人の労災保険に加入して、元請負人が加入する労災保険の保険料を實質賃金をもとに算定している場合は、下請負人は、本工事に従つて下請負人の被用者及び再び下請負人の被用者の出勤簿、賃金帳その他の元請負人が提供する資料を元請負人に提出する。

6. 下請負人は、労働災害の被災者となる場合に備へて、元請負人が定める条件を満たした労災・補償保険に加入する。但し、元請負人が加入の必要がないと認められた場合はこの限りでない。

**(事業内容等の報告)**
第8条 元請負人は、必要に応じて下請負人(その事業経営内容並びに調達資材及び被用者の賃金の支払状況、経費状況、社会保険の加入状況等)について報告を受けることができる。

**(意見の聴取)**
第9条 元請負人は施工上の工程、納期、作業方法等に関するものほか、下請負人の意見の聴取を行う。

**(担保保証)**
第10条 元請負人又は下請負人は、本契約に基づき相手方の金銭債権の履行を確保するため必要と認めらるるに依り担保の提供を求められることとなる。

2. 元請負人又は下請負人は、前項の担保の提供がその義務を免れたとき又は前項の担保が不十分であると判断されたときは、相手方に対してその責任、又は担保の追担保提供を行うことができる。

**(権利移譲の通知)**
第11条 元請負人と下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、本契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2. 元請負人と下請負人は、相手方の事前の書面による承諾を得なければ、本工事の目的物並びに検査済の工事材料又は検査済の機器(引かれ検査済等)を他の製造品及び半製品を含む、以下(同じ)として第三者に譲渡し、若しくは貸渡し、又は抵当担保その他の目的に供することをできない。

**(一括受取又は一括下請負)**
第12条 下請負人は、一括して本工事の全部又は一部、第三者に委任し又は請負しむてはならない。但し、施工主及び共同住宅の建築工事以外の工事で、かつ、元請負人が直通て発注者の書面による承諾を得る場合はこの限りでない。

**(関係事項の通知)**
第13条 下請負人は、元請負人に対して本工事に関し、建設業の許可種業及び許可業務その他の元請負人が開示する事項で元請負人所有様式の書面により、必要な事項を併せて、本契約締結後速やかに通知する。

2. 下請負人は、元請負人に対して、前項より通知した事項に変更があつたときは、速やかに元請負人所有様式の書面によりその旨を通知する。

**(再下請負人の確保等の通知)**
第14条 下請負人が本工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請負むせた場合、下請負人は、元請負人に対して再下請負人の約款(その取扱いに関する工事が被委託の契約により行われたときはその全の取扱いを含む。)に関し、建設業の許可種業及び許可業務その他の元請負人が指示する事項を元請負人所有様式の書面により、再下請負人との契約書の写しを添付して速やかに元請負人に通知する。

2. 下請負人は、元請負人に対して、前項より通知した事項に変更があつたときは、速やかに元請負人所有様式の書面によりその旨を通知する。

**(工事書等)**
第15条 元請負人は、工事現場にて事務所(以下「所長」とい。)を置き、その氏名を下請負人に通知する。

2. 所長は、元請負人になつて本約款他の条項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。**(工事現場の運営、施工、安全について)**
1. 監督

(2)本工事の施工に際しての監督

(3)他の工事現場の管理に関するすべての事項

3. 所長は本約款に基づく検査・立会等のため現場監督員を置くときはその氏名及び権限を下請負人に通知する。

**(現場代理人及び主任技術者)**
第16条 下請負人は、工事現場に現場代理人を置くことができる。2. 現場代理人は、本契約の履行に關し、下請負人になつて工事現場に常駐し、その運営の取締りを行はば、本契約に基づき下請負人の一切の権限(請負代金額の変更、工期の変更、請求書の請求及び受領、工事現場に関する措置請求並びに契約の解除に及ぶものを除く。)を行使し、元請負人を代表し、現場代理人は、工事現場の統制、安全衛生、災害防止等工事現場の運営に関する重要な事項については、所長の指示に従ふ。

2. 下請負人は、前項にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人の連絡権が確保される認められる場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4. 下請負人は、施工技術上の管理を統括する主任技術者を工事現場に置く。

5. 現場代理人(主任技術者)とは、次を指すこととする。

**(工事関係者に関する情報開示)**
第17条 元請負人は、下請負人の現場代理人、主任技術者、その他下請負人が本工事の施工に上乗している被用者(再下請負人等でも、本工事の施工又は管理について著しく不適切と認められるものがあるときは、下請負人に対してその理由を併せて書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

2. 下請負人は、所長又は現場監督員がその職務の執行に支障なく適当と認められたときは、元請負人に対してその理由を併せて書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

3. 元請負人と下請負人は、前二項による請求があつたときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

**(工事材料等及び工事用機器)**
第18条 下請負人は、所長の検査に合格した工事材料又は建築設備の機器を使用する。所長は、工事用機器の使用について適当でないと認められるときは、下請負人に対して、その交換を要することができる。

2. 下請負人は、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は工事用機器が工事現場外に持出す場合、予め所長の承認を得る。

3. 下請負人による不適合工事材料、建築設備の機器又は適当でないと認められる機器は、所長の指図により、下請負人が自ら取り去る。

4. 工事材料又は建築設備の機器のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、所長の指示に従ふ。

5. 前項の検査に必要となる費用、別定めの場合を除き、下請負人の負担とする。

**(部分発注)**
第19条 元請負人は、別定めの場合を除き、所長の指示を受けた本工事の出来形部分又は部分発注の工事材料、建築設備の機器に相当する元請負人相当額の9/10以内の範囲において、注文書・注文書指図書の定めからいづれ一部を発注することができる。

2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文書指図書の定めるところにより部分発注を行う。

3. 前項の支払を受ける場合においては、第1項の請求額は、次式により算出する。

請求額＝第1項の請負代金相当額×



10
−
前払代金額


10
−
前払代金額




{\displaystyle 10\times {\frac {請求額}{10-前払代金額}}}

4. 第1項より部分発注の支払があつた後、再発注部分の請求をする場合には、第1項又は前項による請求額は、すべて部分発注の対象とならずに、元請負人の請求額と見做す。

**(引渡し・時支)**
第38条 下請負人は、第33条第1項又は第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に請負金の支払を請求することができる。

2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文書指図書の定めるところにより請負代金を支払ふ。

**(賃金の立替)**
第39条 下請負人又は再下請負人等でも、本工事の施工に關し、賃金、請求書の支払を支拂はせ元請負人が下請負人からその旨を報告してもその支払を引かれないときは、元請負人は、下請負人の被用者又は再下請負人からの書面による申し出に依りこれを支払ふことができる。但し、原則として事前、下請負人の事前申告を受ける。

2. 元請負人又は再下請負人が賃金、請負代金の支払を怠るものがあるときは遅延し得る。又は支払不能の状態に陥つたときは、元請負人は、下請負人の被用者又は再下請負人等からの書面による申し出に依り、これを立替払することができる。但し、原則として事前に下請負人から事情を聴取る。

3. 元請負人は、前二項による立替払をしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。

**(指配)**
第40条 元請負人が下請負人に対し、立替、借入金債権その他本契約に基づき金債権を有する場合は、元請負人は、当該元請負人の金債権を元請負人その他本契約に基づき元請負人の下請負人に対する金債権と当該債権の支払期日が到来するまでにかかわらずすべて同権利に相殺することとする。

**(下請負人の工事中止)**
第41条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払がなれないときは、本工事の全部又は一部を中止することができる。

2. 元請負人は、前項の場合において下請負人が本工事の履行に備へて工事現場を維持し又は被用者、工事用機器等を保持するに必要とする他の、本工事の中止に伴つ損害を補償する。この場合の補償額は、元請負人の請求額とする。

**(契約不適合責任)**
第42条 元請負人は、引渡された工事が目的物の種類、品質又は数量に關して契約の内容に適合しないもの(以下「不適合」とい。)を請求引渡しに2020年4月1日改正の民法(以下「旧民法」とい。))が適用される場合は申しと認められることとなり、下請負人に対し、その目的物の修繕、代替物の引渡し又は不足の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に部分の費用を要するときは、元請負人は前項第2項の請求額を規定し適用しない。

2. 前項の場合において、民法第508条第1項但書の規定は適用しない。

3. 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて履行の追完を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をせずとも、直ちに当該催告を請求することができる。

- 履行の追完が不能であるとき
- 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 工事的性質又は当事者の意思並びに、特定の工事時又は一定の期間内に履行しなければ契約が成立し得ない場合において、元請負人が下請負人の追完を請求するに相当する期間を定めて催告を求めたにもかかわらず、元請負人が履行の追完を受けない見込みがないこと

4. (前号に掲げる場合のほか)、元請負人が本契約の催告しても履行の追完を受けない見込みがないこと明らかとなる場合において、元請負人は前項第2項の請求額を規定し適用しない。

**(元請負人の任意解除権)**
第43条 元請負人は、本工事が完成しない間は、次条第1項及び第45条に規定する旨の任意の必要があるときは、本契約を解除することができる。

2. 元請負人は、前項より、本契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合において賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**(元請負人の催告による工期の変更等)**
第44条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

- 正当な理由がないのに工事着手を遅延させて本工事に着手しないとき
- その着手遅くすき事による遅延、工期遅延又は工期超過後、相当期間内に本工事を完成する見込みがないと明らかと認められたとき
- 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなれないとき
- 前号に掲げる場合において、元請負人が本契約を催告し、相当の期間内に履行の追完を受けない見込みがあるとき

2. 前項の場合において、民法第511条第4項の規定は適用しない。

**(元請負人の催告による任意解除権)**
第45条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、催告をせずとも直ちに本契約を解除することができる。

- 元請負人が、第11条第1項に違反して元請負代金を請求したとき
- 本契約の目的物を引渡しとできないと明らかであるとき
- 引き渡された工事に目的物に契約不適合の場合において、その不適合が目的物を除いた上で再確認しなれば、本契約の目的物を達成することができるでないものがあるとき
- 下請負人が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 施工技術、労働管理、安全衛生管理等で善不良元請負人が元請負人を侵害を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあると認められたとき
- 手形引渡し(引手切手等)の支払を停止し、又は支払不能の状態に陥つたとき

(7)請負代金(引手切手等)を含む、引手金(本工事に對し)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。但し、その損害のうち、元請負人の責に帰すべき事由によつたもの及び本工事の施工に伴つて発生するその他の不当な(事象)が生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合において他本工事の施工について第三者との間が生ずる生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理決定を行う。

**(第三者に及ぼした賠償等)**
第31条 下請負人は、下請負人又は再下請負人が本工事の施工に關して第三者(同業工事の業者)を含む、以下(本条において「同じ」に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担することとする)の生じたときは、元請負人の責に帰すべき事由によつたもの及び本工事の施工に伴つて発生するその他の不当な(事象)が生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合において他本工事の施工について第三者との間が生ずる生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理決定を行う。

**(天災その他不可抗力による損害)**
第32条 天災その他不可抗力によつて、所長の確認した本工事の出来形分、現場の工事設備分、現場稼働工事材料、建築設備の機器又は工事用機器に損害を生じたときは、

## 本約款は当社ホームページに掲載されています。(https://www.okumuragumi.co.jp/partner/format/)

きは、元請負人が善なる管理者の注意を怠つたことに基づくものを除き、元請負人がこれを負担するものとし、その下請負人については取片方に要する費用とともに、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**(完成検査及び引渡し)**
第30条 下請負人は、本工事を完成させたときは、元請負人に通知するものとする。

2. 前項の検査に合格しないときは、下請負人は、速やかにこれを修繕して元請負人の検査を受ける。

3. 前二項の検査によつて本工事の完成が確認された場合は、下請負人は本工事の目的物を直ちに元請負人に引渡す。

4. 下請負人は、本工事の目的物の引渡しにおいて、元請負人の指示に従い速やかに残材の処理、後片付、清掃等を行う。

**(完成前引渡)**
第34条 元請負人は、本工事の完成前においても下請負人の工事の目的物の全部又は一部を引渡すことができる。但し、下請負人は、必要があるときは、元請負人の同意を得て、その使用中引渡すこととする。

2. 前項の場合において、元請負人は、善なる管理者の注意をもつて使用するものとし、その使用によって下請負人に損害を及ぼしたときは、これを補償する。この場合における補償額は元請負人と下請負人とが協議して定める。

**(請負代金の支払方法及び時期)**
第35条 元請負人の元請負人の支払方法及び時期は注文書・注文書指図書に定めるところとする。但し、本工事の請負代金債権は取立債務とする。

2. 元請負人又は下請負人は、止むを得ない場合には、注文書・注文書指図書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て元請負人の支払方法又は支払時期の変更をすることができる。

3. 前項の場合において、元請負人又は下請負人は、相手方の被た損害の負担について協議して定める。

**(前払金)**
第36条 元請負人は、注文書・注文書指図書の定めるところにより元請負人に元請負代金について前払を請求することができる。

2. 元請負人は、受領した前払金を本工事の施工に直接必要費用以外に使用してはならない。

**(部分発注)**
第37条 元請負人は、別定めの場合を除き、所長の指示を受けた本工事の出来形部分又は部分発注の工事材料、建築設備の機器に相当する元請負人相当額の9/10以内の範囲において、注文書・注文書指図書の定めからいづれ一部を発注することができる。

2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文書指図書の定めるところにより部分発注を行う。

3. 前項の支払を受ける場合においては、第1項の請求額は、次式により算出する。

請求額＝第1項の請負代金相当額×



10
−
前払代金額


10
−
前払代金額




{\displaystyle 10\times {\frac {請求額}{10-前払代金額}}}

4. 第1項より部分発注の支払があつた後、再発注部分の請求をする場合には、第1項又は前項による請求額は、すべて部分発注の対象とならずに、元請負人の請求額と見做す。

**(引渡し・時支)**
第38条 下請負人は、第33条第1項又は第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に請負金の支払を請求することができる。

2. 元請負人は、前項による請求を受けたときは、注文書・注文書指図書の定めるところにより請負代金を支払ふ。

**(賃金の立替)**
第39条 下請負人又は再下請負人等でも、本工事の施工に關し、賃金、請求書の支払を支拂はせ元請負人が下請負人からその旨を報告してもその支払を引かれないときは、元請負人は、下請負人の被用者又は再下請負人からの書面による申し出に依りこれを支払ふことができる。但し、原則として事前、下請負人の事前申告を受ける。

2. 元請負人又は再下請負人が賃金、請負代金の支払を怠るものがあるときは遅延し得る。又は支払不能の状態に陥つたときは、元請負人は、下請負人の被用者又は再下請負人等からの書面による申し出に依り、これを立替払することができる。但し、原則として事前に下請負人から事情を聴取る。

3. 元請負人は、前二項による立替払をしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。

**(指配)**
第40条 元請負人が下請負人に対し、立替、借入金債権その他本契約に基づき金債権を有する場合は、元請負人は、当該元請負人の金債権を元請負人その他本契約に基づき元請負人の下請負人に対する金債権と当該債権の支払期日が到来するまでにかかわらずすべて同権利に相殺することとする。

**(下請負人の工事中止)**
第41条 下請負人は、元請負人が前払金又は部分払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払がなれないときは、本工事の全部又は一部を中止することができる。

2. 元請負人は、前項の場合において下請負人が本工事の履行に備へて工事現場を維持し又は被用者、工事用機器等を保持するに必要とする他の、本工事の中止に伴つ損害を補償する。この場合の補償額は、元請負人の請求額とする。

**(契約不適合責任)**
第42条 元請負人は、引渡された工事が目的物の種類、品質又は数量に關して契約の内容に適合しないもの(以下「不適合」とい。)を請求引渡しに2020年4月1日改正の民法(以下「旧民法」とい。))が適用される場合は申しと認められることとなり、下請負人に対し、その目的物の修繕、代替物の引渡し又は不足の引渡しによる履行の追完を請求することができる。但し、その履行の追完に部分の費用を要するときは、元請負人は前項第2項の請求額を規定し適用しない。

2. 前項の場合において、民法第508条第1項但書の規定は適用しない。

3. 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて履行の追完を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をせずとも、直ちに当該催告を請求することができる。

- 履行の追完が不能であるとき
- 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 工事的性質又は当事者の意思並びに、特定の工事時又は一定の期間内に履行しなければ契約が成立し得ない場合において、元請負人が下請負人の追完を請求するに相当する期間を定めて催告を求めたにもかかわらず、元請負人が履行の追完を受けない見込みがないこと

4. (前号に掲げる場合のほか)、元請負人が本契約の催告しても履行の追完を受けない見込みがないこと明らかとなる場合において、元請負人は前項第2項の請求額を規定し適用しない。

**(元請負人の任意解除権)**
第43条 元請負人は、本工事が完成しない間は、次条第1項及び第45条に規定する旨の任意の必要があるときは、本契約を解除することができる。

2. 元請負人は、前項より、本契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合において賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**(元請負人の催告による工期の変更等)**
第44条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

- 正当な理由がないのに工事着手を遅延させて本工事に着手しないとき
- その着手遅くすき事による遅延、工期遅延又は工期超過後、相当期間内に本工事を完成する見込みがないと明らかと認められたとき
- 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなれないとき
- 前号に掲げる場合において、元請負人が本契約を催告し、相当の期間内に履行の追完を受けない見込みがあるとき

2. 前項の場合において、民法第511条第4項の規定は適用しない。

**(元請負人の催告による任意解除権)**
第45条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、催告をせずとも直ちに本契約を解除することができる。

- 元請負人が、第11条第1項に違反して元請負代金を請求したとき
- 本契約の目的物を引渡しとできないと明らかであるとき
- 引き渡された工事に目的物に契約不適合の場合において、その不適合が目的物を除いた上で再確認しなれば、本契約の目的物を達成することができるでないものがあるとき
- 下請負人が本契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 施工技術、労働管理、安全衛生管理等で善不良元請負人が元請負人を侵害を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあると認められたとき
- 手形引渡し(引手切手等)の支払を停止し、又は支払不能の状態に陥つたとき

(7)請負代金(引手切手等)を含む、引手金(本工事に對し)に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。但し、その損害のうち、元請負人の責に帰すべき事由によつたもの及び本工事の施工に伴つて発生するその他の不当な(事象)が生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合において他本工事の施工について第三者との間が生ずる生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理決定を行う。

**(第三者に及ぼした賠償等)**
第31条 下請負人は、下請負人又は再下請負人が本工事の施工に關して第三者(同業工事の業者)を含む、以下(本条において「同じ」に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担することとする)の生じたときは、元請負人の責に帰すべき事由によつたもの及び本工事の施工に伴つて発生するその他の不当な(事象)が生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合において他本工事の施工について第三者との間が生ずる生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理決定を行う。

**(天災その他不可抗力による損害)**
第32条 天災その他不可抗力によつて、所長の確認した本工事の出来形分、現場の工事設備分、現場稼働工事材料、建築設備の機器又は工事用機器に損害を生じたときは、

※当社からの不適切な指示や法令等に違反する行為を見聞きされた場合には、相談・通報窓口ご連絡ください。相談・通報窓口</